

今議発第143号
平成26年12月26日

宮城県肝臓病交友会
代表 大江正義 殿

青森県東津軽郡今別町
議会議長 島中春光

陳情書の審査結果について（通知）

平成26年9月5日付けで提出されました下記の陳情書は、12月2日第418回定例会本会議において、採択となりましたので通知します。

記

件名： ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情

今議発第143号
平成26年12月26日

薬害肝炎被害訴訟東北弁護団
団長 増田 祥 殿

青森県東津軽郡今別町
議会議長 島 中 春 光

陳情書の審査結果について（通知）

平成26年9月5日付けで提出されました下記の陳情書は、12月2日第418回定例会本会議において、採択となりましたので通知します。

記

件名： ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情

今議発第143号
平成26年12月26日

B型肝炎被害対策東北弁護団
団長 鹿又喜治 殿

青森県東津軽郡今別町
議会議長 島中春光

陳情書の審査結果について（通知）

平成26年9月5日付けで提出されました下記の陳情書は、12月2日第418回定例会本会議において、採択となりましたので通知します。

記

件名： ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情

今議発第143号
平成26年12月26日

衆議院議長 町村信孝 殿

青森県東津軽郡今別町議会
議長 島中春光

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充
を求める意見書について

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり
提出いたします。

担 当
今別町議会事務局
宮本 正道
TEL:0174-35-2001
FAX:0174-35-2298

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製薬及び特定血液凝固第IV因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任者は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外されている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の治療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を帰している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との付帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月26日

青森県今別町議会議長 島 中 春 光

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

今議発第143号
平成26年12月26日


参議院議長 山崎正昭 殿

青森県東津軽郡今別町議会
議長 島中春光

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充
を求める意見書について

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり
提出いたします。

担 当
今別町議会事務局
宮本 正道
TEL:0174-35-2001
FAX:0174-35-2298

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製薬及び特定血液凝固第IV因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任者は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外されている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を帰している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との付帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月26日

青森県今別町議会議長 島 中 春 光

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

今議発第143号
平成26年12月26日



内閣総理大臣 安倍晋三 殿

青森県東津軽郡今別町議会

議長 島中春光

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充
を求める意見書について

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり
提出いたします。

担 当
今別町議会事務局
宮本 正道
TEL:0174-35-2001
FAX:0174-35-2298

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製薬及び特定血液凝固第IV因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任者は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外されている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を帰している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との付帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月26日

青森県今別町議会議長 島 中 春 光

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

今議発第143号
平成26年12月26日



厚生労働大臣 塩崎恭久 殿

青森県東津軽郡今別町議会
議長 島中春光

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充
を求める意見書について

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり
提出いたします。

担 当
今別町議会事務局
宮本 正道
TEL:0174-35-2001
FAX:0174-35-2298

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製薬及び特定血液凝固第IV因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任者は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外されている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を帰している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との付帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月26日

青森県今別町議会議長 島 中 春 光

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 殿